

セルフメディケーション税制について

第5回セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
セルフケア・セルフメディケーション推進室

令和8年度セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充 (所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

1. 適用期限について、スイッチOTC医薬品は撤廃し、それ以外の医薬品は5年延長する。
2. 対象となる医薬品について、次のとおり見直しを行う。
 - 【追加】消化器官用薬、生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬、OTC検査薬、薬局製造販売医薬品
 - 【除外】痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品

2. 制度の内容

○対象となる医薬品の購入合計額が年間1万2千円を超える場合、その超える部分の金額を、その年分の総所得金額等から控除する（上限8万8千円）。

【適用期限と対象範囲】

※下線部が変更箇所（令和9年以降の所得から適用）

恒久化	スイッチOTC医薬品 ※強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬は除外
5年間	非スイッチOTC医薬品の内、以下の効能又は効果をもつもの ・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬（ <u>生薬のみからなるものを含む</u> ）、かぜ薬、 鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、 消化器官用薬 ※ <u>痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品は除外</u>
	OTC検査薬（新型コロナ検査薬、新型コロナ・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬）
	薬局製造販売医薬品（税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの）

令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）

令和8年度税制改正大綱

(8) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講ずる。

- ① 本特例のうちスイッチOTC医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を5年延長する。

(注) 上記の「スイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

- ② 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

イ スイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、**所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、痩身又は美容を目的として使用される可能性のある医薬品を除外する。**

□ 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。

ハ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。

(注) 上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

検討対象

- 非スイッチOTC医薬品のうち、税制対象から除外する「痩身又は美容を目的として使用される可能性のある医薬品」について
- 除外にあたり、所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）として定める期間について

新たに除外を検討する非スイッチOTC医薬品 (痩身・美容目的で実質的に使用されている医薬品)

令和7年7月25日 第4回セル
ルフメディケーション推進に
関する有識者検討会 資料

検討会での主な意見

- 「痩身・美容目的で実質的に使用されている医薬品」については、痩身・美容目的を明確に謳っているものは除外の議論が当然あるのだろうと思うが、薬効群のうち、副次的に痩身・美容につながるものという考え方では「実質的に使用されている」医薬品とみなされないのではないか。薬理作用で直接的に痩身・美容につながるものに該当するものがあれば、それを対象にすることでよいのではないか。
- すでに税制対象とされている医薬品を積極的に除外することは想定していないが、痩身や美容といったそもそも保険給付の対象でないものは、医療費適正化に直接つながるものではないため、除外することが考えられるのではないか。
- 「痩身・美容目的で実質的に使用されている医薬品」に関する意見について、パッケージ等で痩身等の目的をにじませる表現が一部製品にあるので、まずは企業がそのような広告を直ちにやめていただくことが必要。

検討会の議論の整理

- 検討会では、痩身・美容目的で実質的に使用されている医薬品については、薬理作用で直接的に痩身・美容につながるものとすることでよいのではないかと提案や、医療費適正化に直接つながるものではないとの指摘があった。
- 令和3年度税制改正において、「医療費適正化効果が低いと考えられるもの」に該当する医薬品が税制から除外されたところ、痩身・美容目的で実質的に使用されている医薬品については、医療費適正化効果が期待できないものと考えられる。
- また、「実質的に使用されている」をどう判断するかは、例えばある処方漢方製剤について、現時点における医薬品のパッケージに記載されている表現や広告等から、総合的に勘案する必要があると考えられる。

痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品について

検討会の議論の整理を踏まえて

- セルフメディケーション税制の対象となる医薬品については、医療用薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等とされているところ、疾病の治療を目的とし、定められた効能効果や用法用量等に基づいて使用されることが前提となっている。
- 便秘薬や化膿性皮膚疾患用薬等については、定められた効能効果や用法用量等に基づいて使用し、症状が寛解・治癒した際に、結果として体重が減少したり、肌がきれいになったとしても、その使用目的が直接的に痩身や美容につながるものではない。
- 一方で、非スイッチOTC医薬品のうち、「肥満症」に効能効果がある一部の医薬品については、肥満症が改善することで、直接的に痩身につながるものであり、そうした効果を強調して販売している医薬品については、税制対象からの除外を検討する必要があると考えられる。

税制対象から除外する非スイッチOTC医薬品について

痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品

○ 非スイッチOTC医薬品のうち、効能効果に「肥満症」がある医薬品

防風通聖散：現在、税制対象となっている。

成分：トウキ、シャクヤク、センキュウ、サンシシ、レンギョウ、ハッカ、ケイガイ、ボウフウ、マオウ（税制対象）、ショウキョウ、ダイオウ、硫酸ナトリウム、ビャクジュツ、キキョウ、オウゴン、カンゾウ、セッコウ、カッセキ
効能効果：体力充実して、腹部に皮下脂肪が多く，便秘がちなものの次の諸症：高血圧や肥満に伴う動悸・肩こり・のぼせ・むくみ・便秘，蓄膿症（副鼻腔炎），湿疹・皮膚炎，吹出物（にきび），肥満症

大柴胡湯：現在、税制対象外となっている。ただし、令和9年以降に税制対象になりうる。

成分：サイコ、ハンゲ、ショウキョウ、ダイオウ、オウゴン、シャクヤク、タイソウ、キジツ
効能効果：体力が充実して、脇腹からみぞおちあたりにかけて苦しく，便秘の傾向があるものの次の諸症：胃炎，常習便秘，高血圧や肥満に伴う肩こり・頭痛・便秘，神経症，肥満症

防己黄耆湯：現在、税制対象外となっている。また、令和9年以降、税制対象にならない。

成分：ボウイ、オウギ、ソウジュツ、タイソウ、ショウキョウ、カンゾウ
効能効果：体力中等度以下で，疲れやすく，汗のかきやすい傾向があるものの次の諸症：肥満に伴う関節のはれや痛み，むくみ，多汗症，肥満症（筋肉にしまりのない，いわゆる水ぶとり）

税制対象から除外する非スイッチOTC医薬品について

痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品

- 防風通聖散は、税制対象であるマオウを含有した鼻炎用内服用薬として、税制の対象となっている。
- 防風通聖散は、使用にあたって「体力充実して、腹部に皮下脂肪が多く、便秘がちなもの」が条件とされており、腹部に皮下脂肪が多い者が使用の条件の1つとされている。また、複数の効能効果がある中で、「脂肪を落とす」等の直接的な表現で特に痩身につながる効果を強調して販売されている製品が多い。その他、ECサイトでは、痩身につながる効果を直接的にうたうとともに、肌荒れやむくみの効能効果の記載にあわせて全体として美容を連想させるような広告を掲載する等、痩身美容のイメージを強調して販売されている例も見受けられる。（広告の観点から蛍光箇所を追記しています）
- 大柴胡湯は、税制対象医薬品ではないが便秘や胃炎の効能効果があることから、消化器官用薬として税制対象になりうるものである。
- 大柴胡湯は、使用にあたって「体力が充実して、脇腹からみぞおちあたりにかけて苦しく、便秘の傾向がある者」が条件とされており、防風通聖散のように「腹部に皮下脂肪が多いもの」といった条件はない。他方、「脂肪を落とす」等の直接的な表現で痩身につながる効果を強調して販売されている製品があることから、痩身目的で使用される可能性があるのではないかと考えられる。

税制対象から除外する非スイッチOTC医薬品について

痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品

- なお、一般的に、美容を目的として使用される可能性がある医薬品としては、シミや乾燥肌に改善効果があるもの（例えばビタミンC主薬製剤）が考えられるところ、これらの成分は現行の税制の対象外となっている。

対応（案）

- 上記のとおり、防風通聖散と大柴胡湯を税制対象外とするほか、これらと同様に、パッケージに「脂肪を落とす」や「脂肪を減らす」、「脂肪を燃やす」等、これに類する表現を用いて明らかに痩身を訴求して販売する医薬品がある場合、税制対象外とする。また、例えば、パッケージに「美白」や「美容」等、これに類する表現を用いて販売する医薬品がある場合も同様とする。
- 以上の他、現行の税制対象となる非スイッチOTC医薬品のうち、痩身又は美容を目的として使用される可能性があるもので対象から除くべきものは現時点でなしとしてよいか。

税制対象から除外する非スイッチOTC医薬品について

除外する医薬品の経過措置期間

- 令和3年度税制改正時における除外する医薬品の経過措置については、消費者への認知、商品入れ替えに要する期間（※）、卸の流通在庫期間を鑑みて、4年間（令和4年1月1日から令和7年12月31日まで）の経過期間が設けられた。
（※）OTC医薬品の品質保証期間は3年程度であり、施行前に出荷されたマーク入り商品は、当該期間中は市場に残っている可能性がある。

対応（案）

- 痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を、現行の税制対象から除外するにあたり、令和3年度税制改正時における経過措置（次ページ）を参考に、4年間の経過期間が設けることでよいか。

【参考】令和3年3月10日 第2回セルフメディケーション推進に関する有識者検討会資料 対象から除外するものの経過措置期間（案）

- 現行の税制対象商品には、パッケージ上及びレシート上に税制対象マークが印字されており、確定申告に際して、消費者が対象商品を判別できるようになっている。
- 改正税法は令和4年1月1日から施行されるところ、対象商品の追加及び削除について、施行日より対応する必要がある。



メーカー・小売り店における具体的な対応例

【メーカー】パッケージデザインの切り替え（マークの追加・削除）

【小売り店】レジシステムの印字設定、店頭ポップ等の切り替え

- 新たな対象商品については、税制対象マークのシール貼り付け、レジでの声かけ等により一定程度、消費者に認知してもらうことが可能。
- 一方、今般対象外とする商品については、これまで対象商品として認知されてきているほか、マーク入りの商品が売り切れるまでは、対象商品として申告される可能性がある。確定申告において、対象商品でないのにもかかわらず誤って申告された場合は、修正申告を行う必要が生じてしまう。
- このため、今般対象外とする商品については、消費者への認知、商品入れ替えに要する期間（※）、卸の流通在庫期間に鑑みて、**税制の対象から除外するまでに4年間の経過措置を設けることとしてはどうか。**

（※）OTC医薬品の品質保証期間は3年程度であり、施行前に出荷されたマーク入り商品は、当該期間中は市場に残っている可能性がある。